

議員氏名：渡辺 訓任

議案番号：議案第11号

案件名：二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

討論内容：

私は、議案第11号については反対の立場で討論をいたします。

介護保険料の料率は、本人と世帯の住民税の課税状況と収入額で決まってくるものです。税制改正で非課税となる方は、本来、料率が低くなるはずですが、住民税が非課税になっても収入が変わらなければ保険料は変わらないということでは、所得控除額の引上げ、これが介護保険については恩恵が受けられないということになり、本当に冷たい進め方ではないでしょうか。

委員会審査では触れられなかったんですけども、町の提供した資料では、この全体の試算として、全被保険者ベースでは保険料収入への影響は1%程度とされています。町の予算規模からすると、この収入が大体6億円を超えますので1%程度と仮定するならば600万円ぐらい。5月末のこの基金の見込額が大体3億5,000万円とされていますから、町として国保同様に緩和措置、そういうものも取れたのではないかと考えます。

制度を守る、これありきで暮らしのほうを守っていくというそういう姿勢が見られないのは、やはり私は大問題だと思うんです。そういうことを指摘して討論いたします。